

令和5年(2023年)12月13日

市内障害児通所支援事業者 各位

姫路市監査指導課長

障害児通所支援事業における自己評価結果公表及び市への報告について(通知)

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行っている事業所は、ガイドラインに沿った評価項目を設定し、それに基づいた評価を行い、結果を概ね1年に1回以上公表しなければならないとされております。

つきましては、保護者へのアンケート調査や事業所評価等を実施し、自己評価結果の公表及び本市への報告を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象となるサービス

児童発達支援及び放課後等デイサービス

2 報告期限

- (1) 令和5年3月以前に指定を受けた事業所；令和6年(2024年)2月29日(木)
- (2) 令和5年4月以降に指定を受けた事業所；指定日から1年以内(なお、2回目は令和7年2月末日が報告期限となります。)

3 報告方法

自己評価結果の公表後、下記指定URLから自己評価結果公表入力フォーム(障害児通所支援事業所用)にアクセスし、登録内容を入力して送信してください。

4 自己評価結果等未公表減算の適用期間及び適用範囲

本市に対し報告がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の15を減算することとなります。

(自己評価結果公表入力フォーム(障害児通所支援事業所用))

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1553510543733>

([障害児通所支援事業]新規指定・指定更新申請、変更・休止・廃止等、障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出(加算届)※姫路市ホームページ)

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008281.html>

問い合わせ

姫路市監査指導課 障害指定担当

TEL 079-221-2497